

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体

埼玉県・和光市

2 構造改革特別区域の名称

国際研究開発・産業創出特区

3 構造改革特別区域の範囲

和光市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 経済的、社会的な諸条件

当区域は、東京都に隣接した都心から20km圏内の埼玉県南部に位置し、主要幹線道路である川越街道（国道254号）と外郭環状線が交差するなど、都心や周辺地域への交通条件に恵まれた地域である。また、東武東上線と営団地下鉄有楽町線が乗り入れた和光市駅周辺には、大型の商業施設の集積が進むなど、生活上の利便性に優れた地域でもある。

当区域の面積は約11平方キロメートル、人口は約7万4千人（平成16年4月推計）、印刷、食料品、金属製品、一般機械、プラスチック製品、輸送機械、電気機械等の114事業所（平成14年工業統計調査（4人以上））が立地している。また、当区域を含む埼玉県は、関東平野の中央部に位置し、人口は約705万人（平成16年4月推計、全国5位）、平成14年工業統計調査による事業所数は16,244事業所（全国4位）、製造品出荷額等は約12.8兆円（全国5位）で金属製品、一般機械、プラスチック製品、印刷、食料品、電気機械、輸送機械等の多種多様な業種が立地している。

(2) 学術研究機能、産学連携機能の集積

当区域には、物理学、工学、化学、生物学、医科学の分野の国際的な総合研究機関である独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）をはじめとして、近年、世界的に優れた自立歩行人間型ロボットを開発した研究所や四輪自動車を研究開発する研究所などの国際的な研究開発機関や、国立保健医療科学院、税務大学校、県立和光国際高校などの教育研修機関が集積している。

特に理化学研究所は、経営企画部、広報室、総務部などから構成される本所並びに自主性を持った研究室群による萌芽的研究を中心に実施している中央研究所、流動的な研究体制の下で先端的基礎研究を推進するフロンティア研究システム及び脳科学研究を強力に推進する脳科学総合研究センター等から構成される和光研究所を置いている。この本所と和光研究所を併せた和光事業所は、理化学研究所の中で最も規模が大きく、理化学研究所の特徴の一つである総合性を追求した試験研究を多様な研究体制で実施しており、我が国のCOE（セ

ンター・オブ・エクセレンス：卓越した研究機関）として高い国際性を有し、優れた研究成果を多数輩出している。

また、理化学研究所は、理研ベンチャー制度や産業界との融合的な研究制度を整備し、これまでにベンチャー16社を起こすなど、研究成果の社会還元積極的に取り組んでいるほか、平成元年から我が国初めての連携大学院を国立大学法人埼玉大学（さいたま市）と実施したり、埼玉県産業技術総合センター（川口市）と共同して民間企業との産学官共同研究を実施するなど、県内の大学や研究機関との連携が進んでいる。

5 構造改革特別区域計画の意義

県内産業が国内外の厳しい競争に打ち勝つためには、独自性を高め、付加価値の高い新技術・新製品を開発し、新事業・新分野へ進出することが必要になっている。

現在、埼玉県は、県政を具体的に推進する「彩の国5か年計画21(H14-H18)」(平成14年2月埼玉県策定)において、基本目標の一つに「地域を支える競争力のある産業を育成する」を定め、施策として「進展する科学技術を生かした産業の育成」や「夢おこし創業・ベンチャー企業の支援」などに取り組んでいる。また、和光市は、「第三次和光市総合振興計画(H13-H22)」(平成13年3月和光市策定)の中で「次代を担う新しい産業や企業の支援と育成」を掲げ、高度な科学技術を用いた新しい型の工業・研究業種やベンチャー企業などが事業活動を行いやすい環境の整備に努めることなどにより「知識集約型産業の振興」等に取り組んでいる。

そこで、本計画では、特区による規制の特例措置を受けて当区域に立地する理化学研究所などが持つ国際的研究開発機能を強化するとともに、埼玉県・和光市が協力して県内企業との交流・連携をより一層促進することにより、県内企業の高付加価値生産構造への転換を一層促すとともに、ベンチャー企業などを創出し、国際的競争力のある産業の育成を目指すものである。

既に県内では、県内企業が埼玉大学、理化学研究所、県産業技術総合センターと連携して、独立行政法人科学技術振興機構の「地域結集型共同研究事業」、経済産業省の「地域新生コンソーシアム研究開発事業」、埼玉県の「彩の国コンソーシアム研究推進事業」等の競争的研究資金を取得するなどして産学官の研究開発に取り組むなど、理化学研究所を中心として県内の企業、大学、県試験研究機関との連携が進みつつある。

今後、県内企業と理化学研究所との研究開発をより一層促進し、新たにするためには、構造改革特別区域として規制の特例措置を受け、理化学研究所の国際的研究開発機能をより一層強化することが重要である。

また、我が国有数の国際的研究機関である理化学研究所の外国人研究者は、研究者全体のおよそ1割(平成16年11月1日現在217人)を占めているが、今回、特区適用を申請する当区域にある和光事業所には、その外国人研究者の約6割(平成16年11月1日現在128人)が在籍していることから、当区域が特区適用されることは、同研究所全体の研究開発にとってはもちろんのこと、ひいては我が国の国際的な研究開発を推進する上でも有益なことである。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 研究開発の促進

当区域には、物理学、工学、化学、生物学、医科学の自然科学分野の総合研究機関であり、我が国のCOE（センター・オブ・エクセレンス：卓越した研究機関）として高い国際性を有する理化学研究所が立地しており、外国人研究者受入促進を図る規制の特例を適用して、海外の優秀な能力を持つ研究者や技術者等の人材を受け入れ、研究開発を促進する。

また、外国人研究者による研究活動の継続や、研究成果を活用した経営活動等の促進を図るため、外国人研究者の子弟の教育環境の充実を図る。

さらに、理化学研究所に加え、同区域に複数立地する民間研究所等においても、適用を広げ研究機能の拡充を図る。

(2) 産学連携の促進・創業支援

理化学研究所を中心に、市内・県内に立地する大学や試験研究機関が持つ技術シーズと立地企業が保有する優れた製品開発力を結び付け、共同研究に積極的に取り組まれるよう産学連携を推進し、新技術・新製品の開発を促進する。

また、創業のための場の提供、融資、販路開拓、税制などに関する各種相談など、創業支援に取り組み、ベンチャー企業の創出、ひいては新産業の創出を目指すものである。

(3) 企業立地の促進

国際研究開発機能の充実により国際的に魅力ある地域づくりを進めるとともに、県を挙げての企業立地促進支援策の実施によって県内に国際的な研究開発型企业等の立地を促進する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

理化学研究所は、全国各地の研究拠点を含め、年間予算約840億円（平成16年度）、常勤職員数2,835名を擁する我が国有数の研究機関であり、物理学、工学、化学、生物学、医科学の分野で基礎から応用まで幅広く研究を行い、大正6年の創設以来、数多くの企業を生み出しているが、近年は、理研ベンチャー制度や産業界との融合的研究制度を整備し、これまでにベンチャー16社を起こすなど、研究成果の社会還元積極的に取り組んでいる。

当計画の実施により、理化学研究所和光事業所の研究者全体の約1割を占める外国人研究者の研究に係る環境が整備され、海外から優秀な能力を持つ研究者の受け入れがさらに進むことによって、研究開発が促進され、新たにベンチャー企業が生まれるなど、県内企業との共同研究が促進されることにより、付加価値の高い新技術・新製品の開発が行われることが期待される。

さらに、外国人研究者の子弟の教育環境の充実を図り、外国人研究者の生活環境が整備されることによって、今後、外資系企業を含めた研究開発型企业の立地の促進が期待される。

また、県内産業が国内外の厳しい競争に打ち勝つためには、独自性を高め、付加価値の高い新技術・新製品を開発し、新事業・新分野への進出が必要になっており、当区域に集積する国際的研究開発機能を活性化して、研究成果を当区域はもちろんのこと、県内外に波及させることによって新産業の創出を図ることは、我が国の経済振興にとっても有益である。

8 特定事業の名称

事業の詳細は別紙のとおり。

該当番号	事業名
501	外国人研究者受入れ促進事業
502	
503	
504	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

9 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

埼玉県及び和光市では、特区の規制緩和の効果をより高めるため、様々な施策を総合的・有機的に組み合わせて実施している。

	事業の概要	スケジュール
産学連携推進事業	県産業技術総合センター、(財)埼玉県中小企業振興公社新事業センターの産学コーディネート活動による県内企業、県試験研究機関との共同研究、ビジネスマッチングの促進	継続実施
	国際研究開発・産業創出促進協議会(仮称)を設置し、理化学研究所等の国際的研究機関と県内企業との研究交流活動の検討実施	平成17年度から実施予定
創業支援事業	県創業・ベンチャー支援センターによる総合的な創業支援	継続実施
	県産業技術総合センター等によるインキュベーション施設の運営	継続実施・新施設設置検討
個別プロジェクトの推進	都市再生プロジェクト(H14.7都市再生本部決定)「東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成」	継続実施
	埼玉バイオプロジェクト(埼玉県地域結集型共同研究事業)による産学官連携による共同研究の実施	継続実施

別紙

1 特定事業の名称

501,502,503 外国人研究者受入れ促進事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

特区内に所在する以下の機関、施設で活動を行う外国人研究者（当該研究者の家族を含む）

機関：独立行政法人理化学研究所

施設：独立行政法人理化学研究所

分野：物理学、工学、化学、生物学、医科学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

1. 名称：独立行政法人理化学研究所

2. 所在地：埼玉県和光市広沢2番1号

3. 職員数：2,835名

4. 概要：

【目的等】

独立行政法人理化学研究所法により科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とし、日本で唯一の自然科学の総合研究所として、物理学、工学、化学、生物学、医科学におよぶ広い分野で研究を進める。また、研究成果を社会に普及させるため、大学や企業との連携による共同研究、受託研究等を実施しているほか、知的財産権等の産業界への技術移転を積極的に進めている。

【沿革】

大正 6年 我が国初の民間研究所として皇室、政府、産業界から御下賜金、補助金、寄付金などを基に財団法人理化学研究所が創設される。

昭和 23年 財団法人理化学研究所を解散し、株式会社科学研究所が発足。

昭和 33年 株式会社科学研究所を解散し、特殊法人理化学研究所が発足。

平成 15年 文部科学省所管の独立行政法人理化学研究所として再発足。

【主な業務内容】

(1) 総合的な試験研究の実施

- 基礎科学研究等の実施
- 加速器科学研究の推進
- バイオリソース事業の推進、
- 放射光研究の推進
- 融合的連携研究の推進
- 脳科学総合研究の推進
- ゲノム科学総合研究の推進
- 植物科学研究の推進
- 発生・再生科学総合研究の推進
- 遺伝子多型研究の推進
- 免疫・アレルギー科学総合研究の推進
- 戦略的研究の推進

(2) 成果の普及およびその活用を促進

- 論文発表、生物遺伝資源の提供、成果の権利化、特許権の実施許諾等

(3) 施設及び設備の共用

(4) 研究者及び技術者を養成、及びその資質の向上

(5) 特定放射光施設の共用の促進に関する業務

(2) 事業が行われる区域

埼玉県和光市

(3) 在留期間の延長を希望している外国人研究者について (H16年11月1日現在)

国名	人数
アルメニア	2
イタリア	3
イラン	3
インド	7
オーストラリア	2
オランダ	1
キプロス	1
シンガポール	1
スウェーデン	1
スペイン	1
スリランカ	1
スロバキア	1

タイ	1
チェコ	2
チュニジア	1
ドイツ	3
バングラディシュ	2
フィリピン	1
フィンランド	2
ブラジル	1
フランス	9
ブルガリア	4
ベトナム	2
ベラルーシ	1
ポーランド	1
ルーマニア	2
ロシア	11
英国	5
韓国	4
中国	35
米国	11
	122名

(4) 事業により実現される行為等

優秀な研究者等の外国からの招致が進み、先端研究開発拠点づくりの促進が図れる。また、外国人研究者による研究成果を活かした事業活動の展開が期待される。

(5) 5年間の在留期間を要する理由

理化学研究所和光事業所では、上記(3)のとおり、すでに外国人研究者を活用した研究開発が進められている。和光事業所で実施されている先端的な基礎研究やその成果を実用化することは長期間を要するものであり、一定の研究成果を期待するには、外国人研究者に対して在留期間の延長を図る必要があり、5年間の在留期間を必要とする。

5 当該規制の特例措置の内容

当区域には、自然科学分野の国際的な総合研究機関である理化学研究所をはじめとして、近年、世界的に優れた自立歩行人間型ロボットを開発した研究所や四輪自動車を研究開発する研究所などの国際的な研究開発機関が集積している。特に理化学研究所は、物理学、工学、化学、生物学、医科学の研究分野の中核的な施設であり、我が国のCOE(センター・オブ・エクセレンス：卓越した研究機関)として高い国際性を有し、優れた研究成果を多数輩出している。

さらに、当区域は、東京都に隣接した都心から20km圏内の埼玉県南部に位置し、交通の利便性に優れた地域であるとともに、周辺地域には多様な業種の産業が立地していることから、関連産業の集積並びに発展が見込まれる。

また、当区域において国際的な研究開発を一層促進し、その成果を生かした事業活動を展開するためには、国内はもとより海外の優秀な研究者を招致することが重要であることから、外国人研究者の受入れを促進するための規制の特例措置（特定事業）が必要である。

当区域に所在する理化学研究所和光事業所は、現在32カ国の機関から128名の外国人研究者（研究者全体の約1割）を受け入れ、そのうち31カ国122名が在留期間の延長を希望していることなどから、特定事業及び関連事業の実施により、今後、さらに外国人研究者を活用した研究開発の促進や外国人による研究成果を活用した事業活動の促進が図られ、関連産業の集積並びに発展に大きく貢献することが見込まれる。

別紙

1 特定事業の名称

504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内に所在する以下の機関、施設で活動を行う外国人研究者（当該研究者の家族を含む）

機関：独立行政法人理化学研究所

施設：独立行政法人理化学研究所

分野：物理学、工学、化学、生物学、医科学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

（１）事業に関与する主体

1．名称：独立行政法人理化学研究所

2．所在地：埼玉県和光市広沢 2 番 1 号

3．職員数：2,835 名

4．概要：

【目的等】

独立行政法人理化学研究所法により科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とし、日本で唯一の自然科学の総合研究所として、物理学、工学、化学、生物学、医科学におよぶ広い分野で研究を進める。また、研究成果を社会に普及させるため、大学や企業との連携による共同研究、受託研究等を実施しているほか、知的財産権等の産業界への技術移転を積極的に進めている。

【沿革】

大正 6 年 我が国初の民間研究所として皇室、政府、産業界から御下賜金、補助金、寄付金などを基に財団法人理化学研究所が創設される。

昭和 23 年 財団法人理化学研究所を解散し、株式会社科学研究所が発足。

昭和 33 年 株式会社科学研究所を解散し、特殊法人理化学研究所が発足。

平成 15 年 文部科学省所管の独立行政法人理化学研究所として再発足。

【主な業務内容】

(1) 総合的な試験研究の実施

基礎科学研究等の実施

加速器科学研究の推進

バイオリソース事業の推進、

放射光研究の推進

融合的連携研究の推進

脳科学総合研究の推進

ゲノム科学総合研究の推進

植物科学研究の推進

発生・再生科学総合研究の推進

遺伝子多型研究の推進

免疫・アレルギー科学総合研究の推進

戦略的研究の推進

(2) 成果の普及およびその活用を促進

論文発表、生物遺伝資源の提供、成果の権利化、特許権の実施許諾等

(3) 施設及び設備の共用

(4) 研究者及び技術者を養成、及びその資質の向上

(5) 特定放射光施設の共用の促進に関する業務

(2) 事業が行われる区域

埼玉県和光市

(3) 在留期間の延長を希望している外国人研究者について (H16年11月1日現在)

国名	人数
アルメニア	2
イタリア	3
イラン	3
インド	7
オーストラリア	2
オランダ	1
キプロス	1
シンガポール	1
スウェーデン	1
スペイン	1
スリランカ	1
スロバキア	1

タイ	1
チェコ	2
チュニジア	1
ドイツ	3
バングラディシュ	2
フィリピン	1
フィンランド	2
ブラジル	1
フランス	9
ブルガリア	4
ベトナム	2
ベラルーシ	1
ポーランド	1
ルーマニア	2
ロシア	11
英国	5
韓国	4
中国	35
米国	11
	122名

(4) 事業により実現される行為等

優秀な研究者の外国からの招致が速やかに進み、先端研究開発拠点づくりの促進が図れる。また、入国・在留諸申請の審査の迅速化を図り、外国人研究者の利便性を向上させることによって、外国人研究者を活用した研究開発や研究成果を活かした事業活動の展開が期待される。

(5) 入国・在留諸申請優先処理を要する理由

上記2の機関、施設、分野において、外国人研究者が、上記4(1)【主な業務内容】の(1)に示す研究活動及びその成果を活用した事業活動を実施するに際し、特定事業「外国人研究者受入れ促進事業(501,502,503)」と併せて、特定事業「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」(504)実施することで、入国・在留諸申請の審査の迅速化を図り、外国人研究者の利便性を向上させ、外国人研究者を活用した研究開発や研究成果を活かした事業活動の促進を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

当区域には、自然科学分野の国際的な総合研究機関である理化学研究所をはじめとして、近

年、世界的に優れた自立歩行人間型ロボットを開発した研究所や四輪自動車を研究開発する研究所などの国際的な研究開発機関が集積している。特に理化学研究所は、物理学、工学、化学、生物学、医科学の研究分野の中核的な施設であり、我が国のCOE（センター・オブ・エクセレンス：卓越した研究機関）として高い国際性を有し、優れた研究成果を多数輩出している。さらに、当区域は、東京都に隣接した都心から20km圏内の埼玉県南部に位置し、交通の利便性に優れた地域であるとともに、周辺地域には多様な業種の産業が立地していることから、関連産業の集積並びに発展が見込まれる。

また、当区域において国際的な研究開発を一層促進し、その成果を生かした事業活動を展開するためには、国内はもとより海外の優秀な研究者を速やかに招致し、早期に研究活動等に着手することが重要であることから、外国人研究者の受入れを促進するための規制の特例措置と併せて、外国人の入国・在留申請優先処理の特例措置（特定事業）が必要である。

当区域に所在する理化学研究所和光事業所は、現在32カ国の機関から128名の外国人研究者（研究者全体の約1割）を受け入れ、そのうち31カ国122名が在留期間の延長を希望していることなどから、特定事業及び関連事業の実施により、今後、さらに外国人研究者を活用した研究開発の促進や外国人による研究成果を活用した事業活動の促進が図られ、関連産業の集積並びに発展に大きく貢献することが見込まれる。